飯豊町公示第１号

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令第167条の６及び飯豊町財務規則(昭和63年規則第３号)第98条の規定に基づき公示する。

令和２年２月５日

飯豊町長　後　藤　幸　平

公有財産の売払いを下記のとおり行う。

1. 一般競争入札に付する物件

以下の物件を売払う。

No	物件名	機種	規格	初度登録年月	車検満了	ｱﾜﾒｰﾀｰ	走行距離
1	除雪ｸﾞﾚｰﾀﾞ	MG430	3.7m	H5.10	H31.11	4,733h	38,123km

2. 一般競争入札に参加する者に必要な資格

(1)　個人の場合は、山形県内に住民基本台帳登録されている者。法人の場合は、山形県内に事業所を有する者。

(2)　地方自治法施行令第167条の４第１項または第２項各号に該当しない個人または法人であること。

(3)　個人にあっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号)第２条第６号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)に該当しない者。法人にあっては、役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう)が暴力団員に該当しない者。

(4)　日本語を完全に理解できること。

(5)　３によりあらかじめ一般競争入札への参加申込みをした者。

3. 一般競争入札の参加申込み

一般競争入札への参加を希望する者は、令和２年２月21日(金)17：00までに、指定の申込書により総務課に一般競争入札への参加を申込むこと。(郵送の場合も、同日必着)

4. 車両見学会及び物件詳細書類の閲覧を行う場所及び日時

(1) 場所　　飯豊町除雪格納庫　(飯豊町役場西側)

(2) 日時　　令和2年2月17日(月)　10：00　～　12：00

5. 一般競争入札執行の場所及び日時

(1) 場所　　飯豊町役場3階大会議室　(飯豊町大字椿2888)

(2) 日時　　令和2年2月28日(金)　9：00

6. 売払条件

(1) 売払物件は、現状渡しとし、売払代金納付後に引渡す。

(2) 売払物件の引取り、名義変更等に要する費用は、落札者負担とする。

(3) 売払物件は、道路運送車両法第13条による移転登録又は同第15条若しくは第16条による抹消登録を行うこと。なお、各登録後、その事実を証明できる書類(新しい登録証の写し等)を提出すること。

(4) 売払物件に名入れされている「飯豊町」の表示を塗替え等により消去すること。また、名入れ等の消去を確認できる写真(前後がわかるよう対比できるように)を提出すること。

(5) 各号の移転登録若しくは抹消登録等の完了書類の提出、各種表示の消去等は令和2年3月23日(月)までに行うこと。

7. 特記事項

売払物件は、エンジン、パワーライン及び作業機関係に老朽化による不良箇所が複数あり、除雪機械として使用するにあたり多額の整備費用を要することが見込まれる。

また、記載事項以外にも不具合等ある可能性があるため、落札後詳細な点検整備を必要としている。車検満了のため自走不可能。

8. 入札の無効

本公示に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者の入札は、無効とする。

9. 入札保証金

入札保証金は免除する。

10. 落札者の決定方法

入札価格が予定価格以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定とする。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじで落札者を決定する。

11. 契約及び売払代金の納付

落札者は、令和2年3月6日(金)までに契約を締結し、令和2年3月13日(金)までに、飯豊町が指定する方法により当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。

12. その他

本公示に関する問い合わせ先

山形県飯豊町地域整備課建設室
西置賜郡飯豊町椿2888番地　〒999-0696
TEL (0238)87-0516／内線159　FAX (0238)72-3827
E-mail　i-kensetsu@town.iide.yamagata.jp